



平成24年(行ウ)第32号 補助金交付決定取消請求事件

原告 長瀬 猛

被告 兵庫県

準備書面(1)

平成24年9月27日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

被告兵庫県訴訟代理人 弁護士 栗鞍 良彦



被告兵庫県は、原告の平成24年7月27日付け準備書面(1)の「第1 答弁書の主張(本案前の抗弁)に対する反論」と題する部分(陳述された部分)の主張に対して、以下のとおり、反論する。なお、略語は、答弁書の例による。

1 最高裁平成15年9月4日判決について

- (1) 原告は、最高裁平成15年9月4日判決(判例時報1841号89頁。以下「平成15年9月4日最判」という。)等を論拠に、「私立学校振興助成法10条を準用する16条は、兵庫県内の準学校法人に対し、所定の支給要件を具備するときは所定額の補助金の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが、具体的に支給を受けるためには、知事に申請し、所定の支給要件を具備していることの確認を受けねばならず、知事の助成金交付決定によって初めて具体的な補助金の支給請求権を取得するものである」(原告準備書面(1)3頁下から1行目以降)などとし、「抗告訴訟の対象となる行政処分であると解するのが相当である」(原告準備書面(1)4頁8行目及び9行目)と主張する

が、失当である。

- (2) 平成15年9月4日最判は、労働者災害補償保険法（平成11年法律第160号による改正前のもの。以下「労災法」という。）23条1項2号、同条2項、労働者災害補償保険法施行規則、「労災就学援護費の支給について」と題する労働省労働基準局長通達（昭和45年10月27日基発第774号）等による労災就学援護費に関する仕組みにかんがみれば、労災法は、労働者が業務災害等を被った場合に、政府が労災法第3章の規定に基づいて行う保険給付を補完するために、労働福祉事業として、保険給付と同様の手続により、被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当である、とした上で、労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の労災就学援護費の支給請求権に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものと解するのが相当である、としたものである。
- (3) 平成15年9月4日最判のいう「保険給付」に関する決定については、審査請求、再審査請求が認められることが法定され（労災法35条。現行の労災法では38条。）、再審査請求に対する裁決について取消訴訟の提起が認められることも法定されている（労災法37条。現行の労災法40条）のであるから、保険給付に関する決定が行政処分であることに疑問の余地はない。そして、平成15年9月4日最判によれば、労災就学援護費の支給は、労災法第3章の規定に基づいて行われる保険給付を補完するために、保険給付と同様の手続により行われるものということであるから、労災就学援護費の支給又は不支給の決定を行政処分と解することと結びつきやすい。
- (4) ところで、行政事件訴訟法3条2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、「公権力の行使の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定す

ることが法律上認められているもの」であるが（最高裁判所第1小法廷昭和39年10月29日判決・民集第18巻8号1809頁）、補助金の交付は、本来は私法上の贈与であり、その性質上公権力の行使という色彩の乏しいものであって、これを公権力の行使とするためには、そのような補助金の交付を申請することのできる地位に権利性を作成するような法令の規定が必要であり、その支給制度の根拠となる要綱に法的拘束力がないのであれば、当該要綱に基づく支給の拒否を行政処分とするのは困難である（司法研修所編「一改訂一行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」19頁以下）。

平成15年9月4日最判は、労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であるとする結論を導くに当たって、労災法及びこれを受けた労働者災害補償保険法施行規則のみならず、通達までも素材に含めて法的仕組みを検討しているが、「処分性に関するこれまでの判例理論と異なる基準を持ち込んだものではなく、法に就学の援護を内容とする労働福祉事業に関する一般的規定があるから被災労働者等の労災就学援護費支給請求権が法律上のものであるというものでないことは、その判文に照らして明らか」である（判例時報1841号・90頁の匿名解説、甲3号証）。

2 労災就学援護費（平成15年9月4日最判）と、振興費補助及び授業料軽減補助との相違

平成15年9月4日最判を前提に、振興費補助及び授業料軽減補助に係る補助金交付決定に処分性が認められるかどうかを以下検討する。

- (1) 平成15年9月4日最判が指摘するように、労災法23条1項2号は、政府が行うことができる労働福祉事業の一つの例示として具体的に「遺族の就学の援護」ということを挙げており、さらに、同条2項は、労働福祉事業の実施に関して必要な基準は労働省令で定めると規定している。そして、これを受けて、労働省令である労働者災害補償保険法施行規則1条3項は、労災就学援護費の

支給に関する事務について定め、さらに、「労災就学援護費の支給について」と題する労働省労働基準局長通達(昭和45年10月27日基発第774号)が、労災就学援護費は法23条の労働福祉事業として設けられたものであることを明らかにした上、その別添『労災就学等援護費支給要綱』において、労災就学援護費の支給対象者、支給額、支給期間、欠格事由、支給手続等を定めている。

- (2) 一方、①私立学校法59条は、「・・・地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる」と定めているが、この規定は、「専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人」に準用されており(同法64条5項, 4項)、また、②私立学校振興助成法10条は、「地方公共団体は、・・・補助金を支出・・・できる」と定めているところ、この規定は同法16条によって「私立学校法第64条第4項の法人」、すなわち、「専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人」に準用され、そして、③地方自治法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定している。

振興費補助及び授業料軽減補助の法令上の根拠といえ、これら3つの法律ということになるが、労災法23条1項2号が、政府が行うことができる労働福祉事業の一つの例示として具体的に「遺族の就学の援護」ということを挙げていることと対比すれば、私立学校法、私立学校振興助成法及び地方自治法のこれらの規定は、地方公共団体が学校法人等に補助金を支出することができることを抽象的に定めたにすぎず、これらの法律があるというだけで、振興費補助及び授業料軽減補助の交付決定をもって行政処分と解し得ないことは、平成15年9月4日最判からも明らかである。そして、労災就学援護費に関しては、労災法のみならず、これを受けた規則や、通達が存在し、平成15年9月4日最判は、これらのすべてを対象にして法の仕組みを検討しているが、振興費補助及び授業料軽減補助に関しては、条例や規則、通達は存在せず、単に要綱が

存在するだけである。

すなわち、振興費補助及び授業料軽減補助に係る補助金の交付を公権力の行使と解し得るような法令上の根拠はまったく見当たらないのである。

- (3) さらに、上記のとおり、「労災就学援護費の支給は、労災法第3章の規定に基づいて行われる保険給付を補完するために、保険給付と同様の手続により行われるもの」だということが、平成15年9月4日最判が、労災就学援護費の支給又は不支給の決定を行政処分だと解したことの大きな理由だと思われるところ、振興費補助に関しても授業料軽減補助に関しても、労災就学援助費における「保険給付」に相当するような制度は存しない。

3 結語

以上より、振興費補助及び授業料軽減補助の交付決定が処分性を有しないことは、被告兵庫県が平成24年6月19日付け答弁書において述べたとおりであるし、平成15年9月4日最判の趣旨が妥当しないことも明らかであり、原告の被告兵庫県に対する訴えは、速やかに却下されるべきである。

以上